

修理見積書【記載例】

(全壊 大規模半壊 **半壊** 一部損壊 (準半壊))

※市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額 (総工事費) 740,000 円 -(消費税込)

「住宅の応急修理」 申込関係

例では、応急修理対象分の金額は66万円だが、限度額59.5万円を超えることから、59.5万円と記載。

見積金額 (応急修理分) 595,000 円 -(消費税込) (※1)

見積金額 (被災者負担分) 145,000 円 -(消費税込)

工 事 名 称	金 額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) (※2)	備 考
① 屋根工事	400,000 円	400,000 円	屋根瓦修復工事
② 仮設工事	180,000 円	180,000 円	屋根工事の仮設
③ 窓工事	80,000 円	80,000 円	破損したガラスの取換
④ 天井工事	40,000 円	- 円	浸水箇所の修復
⑤ 床工事	40,000 円	- 円	浸水箇所の修復
	円	円	
合 計	740,000 円	660,000 円	

- ※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること
 <限度額>全壊、大規模半壊、半壊の場合： 595,000円
 一部損壊(準半壊)の場合： 300,000円
- ※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい。
- ※3 上表の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。)すること

上記のとおり見積書を提出します。(※修理業者記入)

令和 年 月 日住所
 会社名
 電話番号
 代表者名

印

上記の見積書を確認しました。(※修理申込者記入)

令和 年 月 日住所
 氏 名

印

(市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名
柴田町		